

VII. その他の活動・場内職長教育

・職長教育

第24-1-1号

修了証

下記の全過程を修了したことを証します。

- 監督職の役割
- 作業手順の定め方
- 作業方法の改善
- 労働者の適正な配置の方法
- 指導・教育の進め方
- 監督および指示の方法
- 作業設備の安全化および環境の改善の進め方
- 環境条件の保持
- 安全及び衛生確保のための点検の方法
- 異常時の措置
- 災害発生時の措置
- 労働災害防止についての関心の保持
- 労働者の創意工夫を引き出す方法
- 危険性又は、有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
(以上、労働安全衛生法第60条に拠る)



VII. その他の活動・定置管理の推進



VII. その他の活動

・安全衛生システム監査の実施

安全衛生システム監査の仕組み

